

さて、今年最後の通信は、「所得控除」についてです
これは、年末調整だけでなく、確定申告にも該当のある控除となっています
たくさん種類がありますので、一部をご紹介します



所得控除 年末調整 確定申告共有

1. 給与所得控除

23 年中の給与総合計をもって、規定の計算式にて算出

2. 社会保険控除

健康保険、国民健康保険、国民年金等を、支払った額の合計

3. 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等への支払額

4. 生命保険料控除

生命保険会社等へ支払った保険料をもって、規定の計算式にて算出

5. 地震保険料控除

損害保険会社等へ支払った地震保険料の金額をもって、規定の計算式にて算出

5. 扶養控除(一部のみ)

配偶者控除 合計所得金額が38万円以下で、生計を一にする者
(青. 白色専従者は除く)

配偶者特別控除 配偶者控除に該当しない場合にのみ、規定の計算式にて算出
(納税者の所得が1000万円を超えていたら適用されません)

扶養控除 23年末日で、生計を一にしている、所得金額が38万円以下の人
(年の途中で死亡した者は、死亡日で計算)

この制度が平成 22 年度の税制改正において改正され、一部の扶養控除が廃止または控除額の減少となりました。これは、平成 23 年分の所得税から適用になります。



16歳未満の一般扶養控除

控除額38万円→0円へ

16歳以上～18歳未満の一般扶養控除上乘せ分 同 63万円→38万円へ

6. 障害者控除

自己または、控除対象配偶者、扶養者に障害がある場合

7. 基礎控除

納税者が一律に控除できます。所得税の場合、一律 380,000 円が控除されます。

ここまでが、年末調整で該当する控除の種類となります。

次の No.8~10 については、確定申告をしないと出来ません。



所得控除
確定申告 限定

8. 医療費控除

(23年に支払った医療費 - 保険等の補填金額) -
(23年の所得金額の5%と10万円のうち少ない方) = 医療費控除額

9. 寄付金控除

(23年に支払った指定寄付金 と 23年総所得金額の40%のうち少ない方)
- 2000円 = 寄付金控除額

10. 雑損控除

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

(1) (差引損失額) - (総所得金額等×10%)

(2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

(1). (2)のうち、多い金額を控除できます。

* 差し引き損失額は、**保険料等の補填**などがあった場合は、その補填額を**差し引きます**

各控除には細かな規定があります。
詳細は担当の者にご確認してください。

発信 長谷川会計事務所広報部
TEL028-614-2660
FAX028-614-2661

12月の主な税務スケジュール

- 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付
納期限…12月中において市町村の条例で定める日
- 7~12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出
提出期限…12月20日
- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…12月12日
- 10月決算法人の確定申告
申告期限…1月4日
- 4月決算法人の中間申告
申告期限…1月4日